

## 研修プログラム移動申請の手続き

専攻医は、やむを得ない場合、研修期間中に研修プログラムを移動することができます。その際は移動前、移動後双方の研修プログラム管理委員会から、日本専門医機構・麻酔科領域の研修委員会へその旨を相談し、承認を得る必要があります。

### 【注意事項】

- 注意1) 原則として移動前と移動後の両プログラム管理委員会が移動後も研修を継続ができると判断した場合に移動することができます。
- 注意2) 研修開始登録年度内のプログラム間での移動となります。
- 注意3) 決められた定員数を超えて専攻医を受け入れることは出来ません。
- 注意4) 2018年度以降の研修プログラムの場合、シーリング対象の都道府県への移動は原則不可となっております。(同一都道府県内の移動は可)

### 【手続きの流れ】

- ① 専攻医は、「研修プログラム移動を希望」する場合、移動前、移動後双方の研修プログラム統括責任者に了承を得る
- ② 移動前、移動後双方の研修プログラム統括責任者は専攻医が移動後も研修を継続ができるか、移動の注意事項をクリアしているか確認の上、移動の承認を判断する
- ③ 双方の研修プログラム責任者の了承を得たら、専攻医本人が日本麻酔科学会に以下の項目をお問い合わせフォームから連絡する

<日本麻酔科学会に連絡する内容>

- ・専攻医 会員番号 氏名
- ・専攻医研修プログラム登録年度
- ・移動後の研修開始予定日(年月日)
- ・移動前基幹施設名、研修プログラム名(都道府県)
- ・移動後基幹施設名、研修プログラム名(都道府県)
- ・移動後の研修プログラムの定員数に空きはあるか
- ・移動の理由
- ・双方のプログラムの了承有無

日本麻酔科学会 お問い合わせフォーム <https://anesth.or.jp/users/contact>

※審議が必要な場合は、日本麻酔科学会の教育委員会・認定審査委員会で審議を行い、  
該当の専攻医・研修プログラム責任者に結果の通知を行う

- ④ 専攻医本人が、以下の内容について日本専門医機構([support-pro@jmsb.or.jp](mailto:support-pro@jmsb.or.jp))に連絡をする(専攻医の登録年度が 2017 年度以前の研修プログラム移動は日本専門医機構への連絡は不要) 問題がある場合は、事情詳細を併せて日本専門医機構に連絡する

<日本専門医機構に連絡する内容>

- ・ 専攻医氏名
- ・ 専攻医メールアドレス
- ・ 移動前基幹施設名、研修プログラム名 (都道府県)
- ・ 移動後基幹施設名、研修プログラム名 (都道府県)
- ・ 移動の理由
- ・ パワハラ・セクハラはありませんでしたか (あり、なし、どちらともいえない)
- ・ プログラム退職日
- ・ プログラム開始日
- ・ 両プログラムの了承を得た旨
- ・ 日本麻酔科学会の了承を得た旨

- ⑤ 日本専門医機構と日本麻酔科学会両方の了承が得られたら、以下の書類を作成し保管する (研修プログラム移動が可能となる)

<研修プログラム移動の書類作成>

移動前の研修プログラム委員会が行うこと

- ・ [研修証明書](#) (Excel) の発行

※移動前の研修プログラムで研修した期間の証明です

原本は専攻医、コピーを研修プログラム責任者が保管します弊会へ送付は不要です

移動後のプログラム管理委員会が行うこと

- ・ [研修開始登録申請書](#) (Excel) の発行

※移動後の研修プログラムでの研修を開始する証明です原本は専攻医、コピーを研修プログラム責任者が保管します弊会へ送付は不要です

※専攻医は、上記の書類 (研修証明書・研修開始登録申請書) を研修プログラム終了まで保管し、4年間の研修終了時に所属している研修プログラム責任者に提出して下さい

[麻酔科専門医研修プログラム研修修了証明書](#) (WORD) 【2023年3月7日更新】を発行して頂く際に必要です

## 研修プログラム移動のフロー

